

清掃・警備業務委託に係る履行能力確認調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号。以下「規則」という。）の規定に基づき、清掃・警備業務の委託契約を締結しようとする場合において、規則第100条の2の規定に基づく低価格入札の調査（以下「履行能力確認調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 履行能力確認調査の対象となる業務は、競争入札により発注する清掃・警備業務のうち、予定価格が200万円を超える業務とする。

2 契約執行者は、履行能力確認調査の対象となる業務について、当該業務の委託契約に係る規則第96条に規定する一般競争入札の公告又は規則第106条第2項に規定する指名競争入札の指名に係る通知をする場合は、当該公告又は指名通知（以下「公告等」という。）において、下記の事項を明示するものとする。

- (1) 調査基準価格を設けた旨及びこの要領の規定を適用する入札であること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、業務委託費内訳書の提出を求めることがあること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合、業務の適正な履行確保のため、履行期間中に調査を行なうことがあり、その調査に協力しなければならないこと。
- (4) 清掃・警備業務委託履行能力確認調査・審査基準を適用する入札であること。

(調査基準価格)

第3条 対象業務に係る規則第100条の2の規定による調査基準価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、対象業務の予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）に10分の7を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(調査基準価格を下回る価格の入札)

第4条 入札執行者は、競争入札の結果、調査基準価格を下回る価格で入札があった場合は、入札を保留し、別に定める清掃・警備業務委託低入札調査委員会（以下「低入札調査委員会」という。）において審議の上、落札者を決定するものとする。ただし、清掃・警備業務委託履行能力確認調査・審査基準に規定する数値的判断基準により落札不相当と判定された場合は、低入札調査委員会における審議を要しないものとする。

(履行能力確認調査の実施)

第5条 競争入札に付す業務を担当する班長等（以下「業務担当班長等」という。）は、前条の規定により競争入札が保留になったときは、当該保留になった日から7日間を目途に最低価格入札者について履行能力確認調査を行うものとする。ただし、数値的判断基準により落札不相当と判定された入札者にあつては、この限りでない。

2 履行能力確認調査は、当該調査の対象となる入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性に関する事項

- (2) 業務計画等の適否及び労務等の調達等の適否に関する事項
 - (3) 履行能力の適否に関する事項
 - (4) 落札候補者の警備業法違反等に関する事項（警備業務に限る。）
 - (5) その他必要な事項
- 3 前項に規定する関係資料の提出は、期限を付して求めるものとする。
- 4 業務担当班長等は、第1項に規定する調査を終了したときは、その結果に基づき調査報告書を作成し、入札執行者に報告するものとする。
- 5 入札執行者は、前項の規程により報告があったときは、低入札調査委員会に諮らなければならない。

（低入札の審議）

第6条 低入札調査委員会は、業務担当班長等が行った前条の調査結果について審議し、落札の適否を決定するものとする。

（落札者決定及び通知）

- 第7条 入札執行者は、前条の低入札調査委員会の審議の結果、落札適当となった場合は、最低価格入札者を落札者と決定し、その旨を当該落札者に通知するものとし、落札不適当となった場合（数値的判断基準により落札不適当と判定された場合を含む。）は、最低価格入札者を落札者とし、その旨を当該入札者に履行能力確認調査結果通知書（様式第1号）により通知するものとする。
- 2 入札執行者は、前項の規定により最低価格入札者を落札者とし、その旨を当該落札者に通知するものとする。この場合において、当該次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格及び当該次順位価格の入札をした者につき第5条から前項までの規定を準用するものとする。

（入札結果等の公表）

第8条 入札執行者は、「入札結果等の公表要領」（平成20年4月1日施行）に基づき入札結果を公表するときは、履行能力確認調査を行なった入札価格及びその入札者名についても公表するものとする。

（契約書の追加条項）

第9条 契約執行者は、第7条第1項の規定により落札者が決定した場合は、業務の適正な履行を確保するため、業務委託契約書に別記に掲げる条項を加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

（履行能力確認調査審査基準の策定）

第10条 この要領の第5条及び第6条に規定にする履行能力確認調査の具体的調査方法及び適否の判断基準については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第〇条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

(業務計画を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第〇条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

様式第1号

履行能力確認調査結果通知書

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

宮城県知事（又は地方公所長）

先に入札した下記業務委託について、調査基準価格を下回る価格による入札があったため落札の決定を保留しておりましたが、履行能力確認調査を行なった結果、下記の理由により貴社を落札者としていないことに決定しました。

記

- 1 入札公告日又は指名通知日
- 2 業務番号
- 3 委託業務名
- 4 落札者としていないこととした理由